

岩手県水利施設管理強化事業実施要領

(趣旨)

第1 水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっての運用については、
水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命
通知。以下「国実施要綱」という。）、水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付
け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知。以下「国実施要領」という。）によるほか、
この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容及び運用)

第2 国実施要綱第2の1に掲げる事業（以下「一般型」という。）の内容に係る運用は、別紙
1によるものとする。

2 国実施要綱第2の2に掲げる事業（以下「連携管理保全型」という。）の内容に係る運用は、
別紙2によるものとする。

3 国実施要綱第2の3の（2）に掲げる事業（以下「特別型（渴水・高温対策）」といふ。）
の内容に係る運用は、別紙3によるものとする。

(事業の実施)

第3 本事業（一般型又は連携管理保全型）の活用について、土地改良区、土地改良区連合又は
市町村（以下「土地改良区等」といふ。）は、事業を活用する年度の事業計画書（様式第1号）
を、事業を活用する前年度の3月末までに広域振興局長に提出するものとする。

(事業費の負担)

第4 知事は、本事業（一般型又は連携管理保全型）の実施に要する経費の一部を関係市町村に
負担させる場合、水利施設管理強化事業費負担契約書（様式第2号）により当該契約を締結し
て行うものとする。

2 前項の負担額を変更する場合は、水利施設管理強化事業費負担変更契約書（様式第3号）に
より当該契約を締結して行うものとする。

(その他)

第5 本事業の活用について、土地改良区等は、原則として、広域振興局長からの交付金交付決
定通知を受けて着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により交付金交付決定前に着手
する必要がある場合には、交付決定前着手届（様式第4号）をあらかじめ広域振興局長に提
出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度からの事業に適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年12月9日から施行し、令和7年度の事業から適用する。
- 2 この通知による改正前の岩手県水利施設管理強化事業実施要領に基づき実施している一般型については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度において連携管理保全型を実施しようとする場合における事業採択手続申請書等の提出期限は、別紙2第3の規定にかかわらず、令和8年1月20日とする。
- 4 令和7年度において特別型（渇水・高温対策）を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、別紙3第2の規定にかかわらず、令和7年12月末日とする。

(様式第1号)

第 年 月 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

団体名
代表者 〇〇 〇〇

〇〇年度 水利施設管理強化事業 事業計画書

〇〇年度の水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）について、下記のとおり活用し
たく提出いたします。

記

- 1 地区名
2 事業計画書
(一般型)

単位 (千円)

区分	管理費等	事業費	備考
ア 多面的機能の費用			事業費＝農業外効果（管理費 $\times (0.6 \div 1.6)$ ）を上限
・操作運転費			
・点検整備費			
・施設管理費			
・施設費			
・調査費			
・諸油脂費			
・電力料			
計			
イ 治水協定ダム等費用			事業費＝農業外効果（管理費 $\times (0.75 \div 1.75)$ ）を上限
・操作運転費			
・点検整備費			
・施設管理費			
・施設費			
・調査費			
・諸油脂費			
・電力料			
計			
ウ 多面的機能の費用+治 水協定ダム等費用 計			ア+イ
エ その他（整備補修費）			定額
オ その他（管理諸費）			ウ×2.5%を上限
合計			ウ+エ+オ

(連携管理保全型)

単位 (千円)

区分	管理費等	事業費	備考
ア 管理費			事業費 = (管理費 × 1/2) を上限
・操作運転費			
・点検整備費			
・施設管理費			
・施設費			
・調査費			
・諸油脂費			
・電力料			
計			
イ その他（整備補修費）			定額
合計			ア+イ

※ 区分及び費目の分類については、「国営造成施設管理体制整備促進事業の実施に関する細部事項について」による。

※ 本計画書は事業を活用する団体毎に提出するものとする。

<施行注意>

事業実施主体の市町村が本様式を提出する場合は、「活用」を「実施」に置き換えるものとする。

(様式第2号)

水利施設管理強化事業費負担契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇地区水利施設管理強化事業費（以下「事業経費」という。）について、次のとおり契約を締結する。

第1 〇〇年度〇〇地区事業経費の内容は別紙事業計画書のとおりとする。

第2 乙は、〇〇地区事業経費について、〇〇年度の所要経費〇〇円のうち、負担金として〇〇円を負担するものとする。

第3 乙は、第2の規定により負担する額を、甲の発行する納入通知票により納入するものとする。

第4 甲は、当年度の事業経費について、決算の結果を翌年度の4月末日までに乙に報告するものとする。

第5 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　岩　　手　　県

代　　表　　者　　岩手県知事　○　　○　　○　　○

乙　　市町村名

代　　表　　者　　〇〇市町村長　○　　○　　○　　○

別紙

事 業 計 画 書

- 1 事業名 水利施設管理強化事業
- 2 地区名 ○ ○ ○ 地区
- 3 関係土地改良区名 ○ ○ ○ 土地改良区
- 4 関係市町村名 ○○市、○○町、○○村
- 5 事業費内訳

(一般型の場合)

事業区分	事業費	負担区分			備 考
		国庫補助金	一般財源 (県費)	市町村負担金	
多面的機能の発揮に対応した費用	円	円	円	円	整備補修費含む
治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用	円	円	円	円	整備補修費含む
その他 (管理諸費)	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

(連携管理保全型の場合)

事業区分	事業費	負担区分			備 考
		国庫補助金	一般財源 (県費)	市町村負担金	
管理費等	円	円	円	円	整備補修費含む
計	円	円	円	円	

6 負担金の市町村別内訳

市町村名	負担金額
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

※ 6は同一地区で、複数の市町村と個別契約する場合に表記する。

(様式第3号)

水利施設管理強化事業費負担変更契約書

岩手県（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で、○年○月○日付けで締結した○○地区水利施設管理強化事業費負担契約（以下「原契約」という。）の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 原契約第1の別紙事業計画書を別紙事業変更計画書のとおり変更する。

第2 原契約第2の所要経費○○円を○○円に、負担金として○○円を○○円に変更する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　岩　　手　　県

代　　表　　者　　岩手県知事　○　　○　　○　　○

乙　　市町村名

代　　表　　者　　○○市町村長　○　　○　　○　　○

別紙

事 業 変 更 計 画 書

1 事業名 水利施設管理強化事業

2 地区名 ○ ○ ○ 地区

3 関係土地改良区名 ○ ○ ○ 土地改良区

4 関係市町村名 ○○市、○○町、○○村

5 事業費内訳

(一般型の場合)

事業区分	事業費	負担区分			備 考
		国庫補助金	一般財源 (県費)	市町村負担金	
多面的機能の発揮 に対応した費用	円	円	円	円	整備補修費含む
治水協定ダムの洪 水調節機能強化等 の発揮に対応した 費用	円	円	円	円	整備補修費含む
その他 (管理諸費)	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

(連携管理保全型の場合)

事業区分	事業費	負担区分			備 考
		国庫補助金	一般財源 (県費)	市町村負担金	
管理費等	円	円	円	円	整備補修費含む
合計	円	円	円	円	

6 負担金の市町村別内訳

市町村名	負担金額
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

※ 6は同一地区で、複数の市町村と個別契約する場合に表記する。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

交付決定前着手届

○○広域振興局長 様

団体名
代表者 ○○ ○○

岩手県水利施設管理強化事業実施要領第5に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承のうえ、交付金交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 交付金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、本着手届の届出者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

(別紙)

- 1 事業名 :
- 2 地区名 :
- 3 交付決定前着手する事業内容 :
- 4 着手予定年月日 :
- 5 完了予定年月日 :
- 6 交付決定前着手が必要である理由

別紙1（一般型に係る運用）

（事業の内容）

第1 一般型は、国実施要綱第4に定める水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営

附帯県営造成施設を管理する土地改良区等に対する支援を行うものとする。

（水利施設管理強化計画）

第2 一般型の活用を希望する土地改良区等（市町村を除く。）が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。

（1）管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、国実施要領別紙様式第1号により管理強化計画の案を作成し、別記様式第1－3号により広域振興局長へ提出するものとする。

（2）広域振興局長は、前項の内容が適当であると認めるときは、管理強化計画を策定するものとする。

（3）管理強化計画を策定した広域振興局長は、別記様式第1－4号により、知事及び土地改良区等に報告するものとする。

2 事業実施主体となる市町村が管理強化計画を策定する場合は、国実施要綱第4の手続によるものとする。

（事業の申請）

第3 一般型の活用を希望する土地改良区等は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、事業採択手続申請書（別記様式第1－1号）を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

2 一般型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書（国実施要領別紙様式第5－4号）を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

（事業の採択）

第4 県が行う本事業について、知事が東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、水利施設管理強化事業実施採択通知書（別記様式第1－2号）により、その旨を事業に関係する土地改良区等へ通知するものとする。

2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第9の2により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

（計画の変更）

第5 事業を活用する土地改良区等（市町村を除く。）が管理強化計画の変更を希望する場合の手続は、第2の手続に準じて行うものとする。

2 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、広域振興局長は第2の手続に準じて変更を行うものとする。

3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合には、国実施要綱第4の手続に準じて変更を行うものとする。
- (2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要領第4の1により、広域振興局長経由で国実施要領別紙様式第7－1号を知事に提出するものとする。

(別記様式第1-1号)

事業採択手続申請書

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名 ○○○○○
代表者 ○○ ○○

下記地区について、○○年度から水利施設管理強化事業（一般型）を活用したいので採択申請されたく、岩手県水利施設管理強化事業実施要領別紙1第3に基づき申請します。

なお、事業採択手続申請を行うことについて関係市町村に協議を行い、内諾を得ております。

記

地 区 名	関係市町村	備 考

添付書類

- ・ 水利施設管理強化事業（一般型）を活用することについて、関係市町村の内諾を得ていることを確認できる資料の写し
- ・ 国実施要綱別表1のイの（1）から（4）までに該当する施設がある場合には、その事実が確認できる資料の写し

<施行注意>

複数の団体が同一の地区に係る申請を行う場合は、申請者を連名とする。

(別記様式第1-2号)

第 号
年 月 日

団体名 ○○○○○

代表者 ○○ ○○

岩手県知事 ○○ ○○

水利施設管理強化事業実施採択通知書

このことについて、下記地区が事業実施地区として採択されたのでお知らせします。

記

事業型	地区名	事業実施主体名	備考

(別記様式第1-3号)

第
年
月
日

○○広域振興局長 様

団体名 ○○○○○
代表者 ○○ ○○

水利施設管理強化計画策定（変更）協議書

水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を策定（変更）されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第4の2に基づき協議します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）案

<施行注意>

- ・ 水利施設管理強化計画案は、水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第1号に基づき作成すること。
※変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載すること。
- ・ 複数の団体が同一の計画に係る申請を行う場合は、申請者を連名とする。

(別記様式第1-4号)

第 年 月 日
号

岩手県知事 様
〔団体名 ○○○○○
代表者 ○○ ○○〕

○○広域振興局長

水利施設管理強化計画策定（変更）手続報告書

水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を策定（変更）したので、岩手県水利施設管理強化事業実施要領別紙1第2により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）

<施行注意>

- ・ 水利施設管理強化計画は、水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第1号に基づき作成すること。
※変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載すること。
- ・ 水利施設管理強化計画の変更に係る報告の場合は、「別紙1第2」を「別紙1第5」に置き換えるものとする。

別紙2（連携管理保全型に係る運用）

（事業の内容）

第1 連携管理保全型は、連携管理保全計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画）及び国実施要綱第4に定める水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設又は県営造成施設を管理する土地改良区等に対する支援を行うものとする。

（水利施設管理強化計画）

第2 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、国実施要領別紙様式第1号により管理強化計画の案を作成し、別記様式第2-3号により広域振興局長へ提出するものとする。
- (2) 広域振興局長は、前項の内容と連携管理保全計画の整合性を確認し、適当であると認めるとときは、管理強化計画を策定するものとする。
- (3) 管理強化計画を策定した広域振興局長は、別記様式第2-4号により、知事及び土地改良区等に報告するものとする。

2 事業実施主体となる市町村が管理強化計画を策定する場合は、国実施要綱第4の手続によるものとする。

（事業の申請）

第3 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、事業採択手続申請書（別記様式第1号）を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

2 連携管理保全型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書（国実施要領別紙様式第5-4号）を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

（事業の採択）

第4 県が行う本事業について、知事が東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、水利施設管理強化事業実施採択通知書（別記様式第2-2号）により、その旨を事業の実施に関する土改良区等へ通知するものとする。

2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第9の2により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

（計画の変更）

第5 事業を活用する土地改良区等が管理強化計画の変更を希望する場合の手続は、第2の手続に準じて行うものとする。

- 2 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、広域振興局長は第2の手続に準じて変更を行うものとする。
- 3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合は、国実施要綱第4の手続に準じて行うものとする。

(2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要領第4の1により、広域振興局長経由で国実施要領別紙様式第7－1号を知事に提出するものとする。

(事業の移行)

第6 一般型を活用している土地改良区等が連携管理保全型への移行を希望する場合は、連携管理保全計画を添付した事業移行手続申請書（別記様式第2－5号）を、広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

(別記様式第2-1号)

事業採択手続申請書

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名 ○○○○○
代表者 ○○ ○○

下記地区について、○○年度から水利施設管理強化事業（連携管理保全型）を活用したいので採択申請されたく、岩手県水利施設管理強化事業実施要領別紙2第3に基づき申請します。
なお、事業採択手続申請を行うことについて関係市町村に協議を行い、内諾を得ております。

記

地 区 名	関係市町村	備 考

添付書類

- 連携管理保全計画の写し又は管理施設が連携管理保全計画に位置付けられることを確認できる資料の写し
- 水利施設管理強化事業（連携管理保全型）を活用することについて、関係市町村の内諾を得ていることを確認できる資料の写し

<施行注意>

- 複数の団体が同一の地区に係る申請を行う場合の申請者は、土地改良法第57条の14に規定する協議会の代表土地改良区とする。
- 備考欄には関係土地改良区を記載する。

(別記様式第2-2号)

第 号
年 月 日

団体名 ○○○○○

代表者 ○○ ○○

岩手県知事 ○○ ○○

水利施設管理強化事業実施採択通知書

このことについて、下記地区が事業実施地区として採択されたのでお知らせします。

記

事業型	地区名	事業実施主体名	備考

(別記様式第2-3号)

第 年 月 日
号

○○広域振興局長 様

団体名 ○○○○○
代表者 ○○ ○○

水利施設管理強化計画策定（変更）協議書

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の水利施設管理強化計画を策定（変更）されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第4の2に基づき協議します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）案

<施行注意>

- ・ 水利施設管理強化計画案は、水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第1号に基づき作成すること。
※変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載すること。
- ・ 水利施設管理強化計画（変更）案と整合させた連携管理保全計画を添付すること。
- ・ 複数の団体が同一の計画に係る申請を行う場合の申請者は、土地改良法第57条の14に規定する協議会の代表土地改良区とする。

(別記様式第2-4号)

第 年 月 号
号 日

岩手県知事 様
〔団体名 ○○○○○〕
〔代表者 ○○ ○○〕

○○広域振興局長

水利施設管理強化計画策定（変更）手続報告書

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の水利施設管理強化計画を策定（変更）したので、岩手県水利施設管理強化事業実施要領別紙2第2により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）

<施行注意>

- ・ 水利施設管理強化計画は、水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第1号に基づき作成すること。
※変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載すること。
- ・ 水利施設管理強化計画の変更に係る報告の場合は、「別紙2第2」を「別紙2第5」に置き換えるものとする。
- ・ 水利施設管理強化計画（変更）と整合させた連携管理保全計画の写しを添付すること。（ただし、令和7年度は不要）

(別記様式第2－5号)

事業移行手続申請書

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名 ○○○○○
代表者 ○○ ○○

下記地区について、水利施設管理強化事業（連携管理保全型）へ移行を希望しますので、岩手県水利施設管理強化事業実施要領別紙2第6に基づき申請します。

なお、事業移行手続申請を行うことについて関係市町村に協議を行い、内諾を得ております。

記

地 区 名	関係市町村	備 考

添付書類

- ・ 土地改良法第57条の14に規定する協議会の約款又は規約の写し（ただし、令和7年度に限る）
- ・ 連携管理保全計画の写し又は管理施設が連携管理保全計画に位置付けられることを確認できる資料の写し（ただし、令和7年度は不要）
- ・ 水利施設管理強化事業（連携管理保全型）を活用することについて、関係市町村の内諾を得ていることを確認できる資料の写し

<施行注意>

- ・ 複数の土地改良区において同一の地区に係る申請を行う場合の申請者は、土地改良法第57条の14に規定する協議会の代表土地改良区とする。

別紙3（特別型（渴水・高温対策）に係る運用）

（事業の内容）

第1 特別型（渴水・高温対策）は、渴水・高温対策計画に基づき、農業水利施設（一般型及び連携管理保全型の対象となるものを除く。）の渴水・高温対策体制の整備を図るため、応急ポンプ設置等の渴水・高温対策を行う土地改良区、水利組合等の施設管理者に対し、市町村を通じて支援を行うものとする。

（事業の申請）

第2 特別型（渴水・高温対策）を実施しようとする市町村長は、採択を希望する前年度の11月末までに、渴水・高温対策計画を添付した事業採択申請書（国実施要領別紙様式第5－6号）を、広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

（渴水・高温対策計画）

第3 渴水・高温対策計画は、国実施要領第2の2の（2）によるものとする。

（事業の採択）

第4 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第9の2に基づき、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

（計画の変更）

第5 市町村が渴水・高温対策計画を変更したときは、国実施要領別紙様式第7－5号に基づき、広域振興局長経由で知事に変更後の渴水・高温対策計画を提出するものとする。